

令和7年度における入札・契約制度の改正について

本市では、入札・契約手続きの公平性・透明性・競争性をより一層確保するとともに、適正な履行確保と事務の効率化を目指して入札・契約制度の改正を行ってまいりました。令和7年度においても、以下のとおり入札・契約制度について改正を行います。

I 最低制限価格について

建設関連コンサルタントにおける最低制限基本価格の算出方法について、下記のとおり変更し、公表します。

業種に応じて、表中の算出式を基準に最低制限基本価格を算出します。

業種区分	算出式
測量	$[\text{直接測量費}] \times 100\% + [\text{測量調査費}] \times 100\% + [\text{諸経費}] \times 50\%$
建築コンサルタント	$[\text{直接人件費}] \times 100\% + [\text{特別経費}] \times 100\% + [\text{技術料等経費}] \times 60\% + [\text{諸経費}] \times 60\%$
土木コンサルタント	$[\text{直接人件費}] \times 100\% + [\text{直接経費}] \times 100\% + [\text{その他原価}] \times 90\% + [\text{一般管理費等}] \times 50\%$
地質調査	$[\text{直接調査費}] \times 100\% + [\text{間接調査費}] \times 90\% + [\text{解析等調査業務費}] \times 80\% + [\text{諸経費}] \times 50\%$
補償コンサルタント	$[\text{直接人件費}] \times 100\% + [\text{直接経費}] \times 100\% + [\text{その他原価}] \times 90\% + [\text{一般管理費等}] \times 50\%$

※ これによることができない場合は、個別に設定します。

※ 予定価格の各費目に率を乗じた額の合計額が、下表の業種毎の下限を下回った場合は、予定価格に下限を乗じた額、上限を超えた場合は、予定価格に上限を乗じた額を最低制限基本価格とします。

業種区分	下限	上限
測量	10分の6	10分の8.2
建築コンサルタント	10分の6	10分の8.1
土木コンサルタント	10分の6	10分の8.1
地質調査	3分の2	10分の8.5
補償コンサルタント	10分の6	10分の8.1

※ 算出した金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額を最低制限基本価格とします。

II 総合評価落札方式における施工能力評価型(チャレンジ型)の試行について

施工能力評価型の総合評価落札方式について、新規参入業者や実績の少ない業者の受注機会拡大に向け、従来の施工能力評価型(通常型)に加え、施工実績等の要件を緩和した施工能力評価型(チャレンジ型)を新たに導入します。

Ⅲ 落札候補者となった者の辞退に関する取扱いについて

入札機会の確保及び入札のより一層の競争性の確保を図るため、監理技術者等の配置ができない場合等については、開札後直ちに監理技術者等設置不能届を提出することにより、落札者となることの辞退を可能とします。

Ⅳ 入札執行回数の変更について

円滑な事業遂行のために入札執行回数を２回（再入札まで）から３回（再々入札まで）に変更します。

Ⅴ 一般競争入札における事後審査書類等の電子提出について

行政手続きのオンライン化の推進に則し、事業者の利便性の向上を図り、働き方改革の促進に資するため、一般競争入札における事後審査書類及び落札等審査書類について、姫路市行政手続ポータルサイトから電子提出を可能とします。

Ⅵ 適用時期

Ⅰ～Ⅴの改正は令和７年４月１日以降に指名又は公告する案件より適用します。